

2013年4月3日確認

3月22日「総人任二」通知について（質問と回答）

[2013年3月22日通知] および、それによる[2007年1月23日通知] 廃止について、組合からの【質問1】～【質問5】の各質問に対する口頭での回答を[回答1]～[回答5]として整理し、大学側も確認した内容。

※ [2013年3月22日通知] とは、総人任二（平成25年3月22日付理事通知）「平成25年4月1日以降の准職員及び時間雇用職員の雇用について（通知）」

※ [2007年1月23日通知] とは、人人任二（平成19年1月23日付人事課長通知）「時間雇用職員の雇用期間について（通知）」

【質問1】 [2013年3月22日通知]（2007年1月23日通知廃止を含む）によって、准職員就業規則、時間雇用職員就業規則のどの部分を変えようとしているのですか。

[回答1]

- ・今回、就業規則改正自体はない。
- ・当該箇所（准職員、時間雇用職員の各就業規則の第6条第2項および第3項）の運用の変更はある。
- ・今回の[2013年3月22日通知] でいわんとしていることは、これまでの部局長申請による更新は要せず、これまでの3年限度にかかわらず、更新するということである。
- ・つまり3年目だった人についても、普通に雇止めもするが、普通に4年目の更新もする。
- ・今後の就業規則改正については、現時点では、通算契約期間の上限を5年にすることを視野に入れて、詳細は今後検討する、という状況である。

【質問2】 [2013年3月22日通知]（2007年1月23日通知廃止を含む）は、どういう対象の人についてどのように変えようとしているのですか。

[回答2]

- ・この通知は、長期勤続者だけではなく、全部の准職員、時間雇用職員について、上記[回答1]のような運用を今回の更新期においておこなうというものである。
- ・今後の就業規則改正についても上記[回答1]参照。
- ・現行制度を不利益に変える内容の通知ではないと認識している。

【質問3】 [2007年1月23日通知] によって3年を超えて更新されてきた時間雇用職員は、この通知によって、更新されなくなったのですか。

[回答3]

- ・引き続き更新される。むしろより簡易な更新手続きにしている。
- ・つまり、現行の3年を超える更新制度は部局長申請によるものであり、人数制限などはないが、基本的には大勢の更新は想定していないが、今回の2007年1月23日通知廃止を含む[2013年3月22日通知]は、これまでの3年限度の中でおこなわれてきた1回目、2回目の更新のように普通におこなわれる更新にしていく流れの中での通知である。

【質問4】 長期勤続の准職員、時間雇用職員はすでに多数回反復更新されており、大学自身だいた以前から更新限度のない職員として整理していますが、[2013年3月22日通知]によって、労働者との合意がある場合や、合理的な事由による解雇に相当する場合以外にも、雇止めできるようにしたのでしょうか。

[回答4]

- ・今回の通知によって、これらの職員の更新を変更するものではなく、この通知のもとでも、これまで同様に更新される。

【質問5】 労働契約法改正に対応するため2013年4月1日以降の期間をあらたにカウントすることはわかりますが、それだけでなく、[2013年3月22日通知]によって、これまで雇用・更新されてきた経歴をカウントすることをやめたのですか。

[回答5]

- ・今回の通知は、これまで働いてきた実績をなしにするようなものではない。これまでの勤続年数は記録として残り続け、それとは別にこの4月1日からの勤続年数もカウントされる。
- ・たとえば今年で4年目の人についていえば、4年目であり、かつ、2013年4月1日から1年目、であることが記録される。